



～ネーミングライツスポンサーを募集します～

貝塚市では、新たな財源を確保し、安定的な施設の管理・運営を行うとともに、市民サービスの向上を図ることを目的として、ネーミングライツスポンサーを募集します。

なお、本市にとって初めてのスポンサー募集であり、今回は「施設特定募集型」により、本市が選定した市民文化会館と市立総合体育館について募集します。

募集の詳細は下記のとおりとなりますので、取材いただきますようお願いいたします。

記

1 募集対象施設

施設名	所在地	付記事項
貝塚市民文化会館 (コスモシアター)	貝塚市畠中1丁目18番1号	コスモシアターの愛称は、なるべく残して命名してください。
貝塚市立総合体育館	貝塚市畠中1丁目13番1号	

2 募集期間

平成29年2月13日(月)～平成29年2月28日(火) 午前8時45分～午後5時15分
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

3 応募方法

別添「貝塚市ネーミングライツスポンサー募集要項」をご参照ください。

問合せ先
政策推進課 加藤・油谷
☎ 072-433-7055
Mail : seisaku@city.kaizuka.lg.jp

貝塚市ネーミングライツスポンサー募集要項 【施設特定募集型】

貝塚市では、「貝塚市ネーミングライツ事業に関するガイドライン」に基づき、本市が選定した市有施設におけるネーミングライツスポンサー（以下「スポンサー」という。）を募集します。

ネーミングライツとは、施設の名称に事業者名や商品名等を冠した愛称を付与する権利で、「命名権」とも呼ばれています。

1 目的

施設への愛称付与等を通じて、新たな財源を確保し、安定的な施設の管理・運営を行うとともに、市民サービスの向上を図ることを目的とします。

2 愛称付与の範囲

- （1） 施設の名称に企業名、商品名等を冠した愛称を付与し、施設の名称として使用します。
- （2） 公の施設であるため、愛称は、市民に親しまれ、かつ、施設の設置目的にふさわしいものとしてください。
- （3） 今回募集する名称は、施設の愛称であるため、条例で定められた施設の名称等の改正は行いません。
- （4） 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更はできません。また、愛称が定着するまで（概ね1年を予定）、条例上の名称を併記することがあります。

3 募集対象施設

施設名	所在地	付記事項
貝塚市民文化会館 (コスモシアター)	貝塚市畠中1丁目18番1号	コスモシアターの愛称は、なるべく残して命名してください。
貝塚市立総合体育館	貝塚市畠中1丁目13番1号	

※施設の詳細は、別紙「ネーミングライツ対象施設概要」をご覧ください。

4 命名権料

命名権料は、消費税及び地方消費税相当額を含む希望金額とします。

※契約時期が年度途中からになる場合、初年度の命名権料は、月割りにより按分計算します。

5 契約期間

3年以上5年以下の期間とします。

※契約更新時に継続を希望する場合、優先交渉権があります。

6 名称変更に伴う費用の負担

命名権料以外の費用負担は、次のとおりとします。

費用負担の区分	市	スポンサー
施設表示看板や案内図の変更又は新設		○
契約期間の終了に伴う原状回復		○
契約締結後に作成するパンフレット等の印刷物やホームページ上の表示の変更	○	

※施設表示看板等の変更や新設の施工については、施設所管課や関係部署と協議することとします。

7 応募資格

応募資格を有する者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。ただし、次に掲げる法人等は、応募できません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業を行うもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業を行うもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされているもの（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立てがなされているもの（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (6) 公租公課を滞納しているもの
- (7) その他本市のスポンサーとして不適當であると認めるもの

8 応募手続

(1) 応募方法

募集期間中に、(4)に掲げる提出書類を、持参又は郵便書留により郵送してください。

(2) 応募先

〒597-8585 貝塚市畠中1丁目17番1号
貝塚市役所都市政策部政策推進課（市役所本庁舎4階）

(3) 募集期間

平成29年2月13日（月）～平成29年2月28日（火） 午前8時45分～午後5時15分
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(4) 提出書類

- ア 貝塚市ネーミングライツスポンサー応募申請書（様式1）
- イ 社会貢献実績及び提案概要等（様式2）
- ウ 定款、寄付行為その他これらに類する書類
- エ 登記事項証明書
- オ 印鑑証明書
- カ 最新年度の事業計画書
- キ 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- ク 直近1年間分の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明（未納がないことを証するもの）
- ケ 貝塚市税の完納証明（貝塚市に主たる事業所を有する法人等に限る。）

(5) 質問受付

応募に関する質問がある方は、ネーミングライツ質問票（様式3）により電子メール又はFAXで提出してください。（メールアドレス、FAX番号は「15 問合せ先」と同じ。）

- ア 期間 平成29年2月13日（月）～平成29年2月20日（月）
- イ 回答 回答は、電子メール又はFAXで質問者様へ直接回答し、併せてホームページにも掲載します。

(6) 留意事項

- ア 応募に係る必要な経費は、全額応募者の負担とさせていただきます。
- イ 必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ウ 提出書類等の返却はいたしません。
- エ 提出書類等は、関係機関に意見を聴く目的で使用することがあります。
また、「貝塚市個人情報保護及び情報公開に関する条例」に基づき公開することがあります。

9 失格事項

提出書類に虚偽の記載があった場合や応募に際して不正行為があった場合は、選定の対象から除外又は失格するものとします。

10 スポンサーの選定方法

貝塚市有料広告事業審査委員会において、次の選定基準に基づいて審査し、その結果を踏まえてスポンサーを決定します。

審査区分	審査項目	配点
応募者の状況	経営の安定性（決算報告）	10
	社会貢献実績	10
	ネーミングライツにより期待される効果	10
愛称	親しみやすさ・呼びやすさ	10
	施設のイメージに合致	10
応募条件	命名権料	30
	契約期間	10
	提案事項の独自性	10
合計		100

11 選定結果の通知・公表

- (1) 応募者に対し、スポンサー採用の可否について、文書で通知します。
- (2) スポンサーの決定後、法人等の名称、施設の愛称、命名権料等について公表します。
なお、選定されなかった提案については、公表しません。

12 契約の締結

スポンサーの決定後、市とスポンサーの間でネーミングライツに関する契約を締結します。
なお、契約を締結したスポンサーは、次期更新の際に優先的に交渉することができます。

13 契約の解除

スポンサーが次の各号のいずれかに該当するときは、市は、契約満了を待たずに契約を解除できることとします。この場合において、原状回復に必要な費用は、スポンサーが負担するものとします。

- (1) 指定した期日までに命名権料の納入がないとき。
- (2) スポンサーが、法律、条例等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) スポンサーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

14 愛称の普及

愛称は、ホームページや広告印刷物などにおいて積極的に使用します。

15 問合せ先

貝塚市役所都市政策部政策推進課
電話番号：072-433-7055
FAX：072-433-7077
E-mail：seisaku@city.kaizuka.lg.jp